

【表紙】

【発行登録番号】 1 - 関東 2

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 9 月 6 日

【会社名】 株式会社静岡銀行

【英訳名】 THE SHIZUOKA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 柴 田 久

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町 1 丁目10番地

【電話番号】 (代表) 0 5 4 (2 6 1 局) 3 1 3 1 番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 澤 井 康 人

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 5 号
株式会社静岡銀行 経営企画部

【電話番号】 (代表) 0 3 (3 2 1 3 局) 0 2 2 5 番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 中 川 大

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2019年 9月16日)から 2 年を経過する日(2021年 9月15日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 200,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社静岡銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 5 号)
株式会社静岡銀行 横浜支店
(横浜市西区北幸 1 丁目11番15号)
株式会社静岡銀行 名古屋支店
(名古屋市中区錦 2 丁目16番18号)
株式会社静岡銀行 大阪支店
(大阪市中央区西心斎橋 2 丁目 1 番 3 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
(注) 横浜支店、名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債】

未定

2 【売出しの条件】

未定

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月17日関東財務局長に提出
事業年度 第114期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第115期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第114期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月5日関東財務局長に提出
事業年度 第114期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月29日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第114期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第115期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第115期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第115期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第116期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月16日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2019年9月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月18日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本発行登録書提出日（2019年9月6日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社静岡銀行 本店
(静岡市葵区呉服町1丁目10番地)
株式会社静岡銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内1丁目6番5号)
株式会社静岡銀行 横浜支店
(横浜市西区北幸1丁目11番15号)
株式会社静岡銀行 名古屋支店

（名古屋市中区錦2丁目16番18号）

株式会社静岡銀行 大阪支店

（大阪市中央区西心斎橋2丁目1番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 横浜支店、名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。